

平成 20 年 8 月 25 日  
午後 6 時 30 分～8 時 35 分  
健康センター 第 2 会議室

## 第 4 回清瀬市保健福祉総合計画策定委員会障害者専門部会次第

### 会議次第

- 1．アンケート調査速報について
- 2．市内等障害者就労支援について
  - ・ハローワーク三鷹
  - ・清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ
- 3．現状と課題について
- 4．その他
- 5．次回開催について

平成 20 年度 第 4 回

清瀬市保健福祉総合計画策定委員会・障害者専門部会 議事要旨

日 時：平成 20 年 8 月 25 日（月） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 35 分

場 所：清瀬市健康センター 第 2 会議室

< 配布資料 >

- ・ 「清瀬市保健福祉総合計画策定のアンケート調査」( 身体・知的・精神 )
- ・ 「清瀬市保健福祉総合計画策定のアンケート調査速報」( 身体・知的・精神 )
- ・ 障害者雇用をするために
- ・ 19 年度 清瀬市障害者就労支援センター 事業報告

## 1 アンケート調査の速報について

事務局より、資料に基づき説明。

座 長：速報ということで、まだ十分ではない所が多々あるのですけれども、何かご意見等ございますでしょうか。

委 員：どの分野に関しても有効回収率は 5 割程度で、締め切りを延ばしていると先ほどご説明がありました。例えば今から、私の勤めている職場の利用者に対して、まだ大丈夫だということでお伝えしてもよろしいものなのでしょうか。

事 務 局：今週中にご提出いただければ、その分はカウントさせていただくことは可能と思っております。

委 員：自立支援法を受けて「サービス利用の変化」という設問で、3つの障害者ともに「分からない」という回答が3割以上超えています。それは今後どちらのほうに移行するか。この期間のサービス利用では分かっていないけれども、今後ずっと受けていたらそれは分かってくるという状態なのか、それとも制度そのものが分かっていないのか。

座 長：自立支援法は、確かに今移行期で、移行をしていない所もある中での調査ということで、ご指摘の通りだと思います。

今回の調査でむしろ手掛かりになるのは、利用したいサービス、その移行状況の反映は、今後、使っていきたいということも分からないという状態にあるのが現実だと思うのです。この辺でどういう探りを入れて適切な計画の判断になるかということでは、少し議論があるかなというご指摘だったと思います。

つまり、速報なので、例えば計画に反映するような事項を洗い出すためには、クロス集計とかをやっていかないといけないと思いますので、これをどのくらい分析するのかご意見をある程度いただいていたほうがいいかなと思います。

委員：今、国の3年間の補助がありますよね。その補助で施設の利用料なんか随分減免されている部分があるので、実感として控えたという人もいれば、あるいは変わらないという人もいれば、あるいは分からないという、そのままの数字を受け取る以外にないのではないかと思います。

## 2 市内等障害者就労支援について

事務局より、資料に基づき説明。

座長：この2番の結果について、今のお話を含めてご意見、ご質問等どうぞお出しください。  
この就労支援センターですが、来所者や電話相談が586と198で、登録が29という、登録とこの数字の開きというのはいかなるのでしょうか。

事務局：来所者は延べ人数です。登録というのは、このセンターを確かに使って支援をしていかなければならないという方を登録させていただいている状況です。例えば、まだ一般就労は少し難しいような方については、作業所を紹介したり、作業所で試しに実習を試してみたりしているようです。ここで登録されるということでは、履歴書の書き方から面接の指導、面接の同行、当然試験の同行、定着のための職場との間持ちということすべてをさせていただくので、来所者とは開きがあります。

座長：この訪問、電話による職場開拓をした企業が並んでいますが、ここは連絡をただけでなく、雇用や実習の受け皿となるという確認を済んでの開拓という解釈でよろしいでしょうか。

事務局：この中には就労支援センターで誰かいないかと情報をもらいに来た業者さんもいらっしゃいますし、既に障害者を法定雇用率以上に雇用している所もたくさんございます。そういう所については、欠員が出た場合等は声を掛けてもらえるのではないかと話しております。

## 3 清瀬市の現状と課題について

委員：重点施策の中に就労支援センターの設置が1つと、地域自立支援協議会の設置というものが予定されているのですが、この辺りは今現在どうなっているのでしょうか。

事務局：生活支援につきましては、就労支援センター内で就労支援員と生活支援員という両方の者がおり、支援を行っている状況です。また、自立支援協議会につきましては、今年の3月に1回目の会議を開きました。

座長：ほかの委員の方、どうぞ。ご自身の立場からお話でも全然構いませんので。

委員：前回の障害福祉計画の目標数値が3年間の実態の中でも、実際使われている数字とだいぶ離れているということがあるので、各団体で実際に持っている数字をある程度分かっているところから出して、確かな数字をつかんでいったほうが良いかと思います。

座長：市の計画なので具体的な動きに沿った数値を拾っていかないといけないと思います。

委員：身体障害者の関係からは、生活のことについては一応相談員もいますけども、切実な相談とか意見は出てきません。また高齢化しており、年金や生活保護者などもおり、曲がりなりにも安定しているから、皆さんからの要望が現実として出ない状況です。

委員：アンケートの中で少し気になったのは、問32の1などで、ノーマライゼーションのことを障害者の方が60%の割合で「理解されない」と感じていらっしゃるということは、やはり健常者のほうに少し問題があるのか、周知徹底されていないのか、我々がもう少しその面を考えなくてはいけないのかなと思っています。

具体的なところで、トイレとか駅などが利用しにくいというのがありますが、どうでしょうか。

座長：新バリアフリー法で、ほかの課との関連で市の中で動きはあるのでしょうか。

事務局：これから建つ公共施設等については、庁内的にもみんなに優しいというところを考えるという基本的な方針がございます。また、手すりや段差等についても、極力公共施設については、スロープをつけるなど工夫はしています。また、トイレについては、中央公園や駅前の公衆トイレには障害者用のトイレがありますし、新しい施設は極力障害者対応をするようにつくられています。

座長：バリアフリー法の影響で具体的には何も生じていないという認識でいいのですか。

事務局：そういうことです。

委員：今のノーマライゼーションですが、障害者の方たちが感じていらっしゃるの、ごく普通の日常生活のことだと思います。例えば視覚障害者の方ですと点字ブロックの上に自転車があると、車いすの方ですと歩道があっても車いすが通れないとか。

そのため、「みんなが誰でも住みやすい町にしよう」という考えで福祉計画が町全体の総合的な問題として判断していくような方向で骨子が必要だと思います。

また、身体障害者の方、視覚障害者の方とか、外に出づら이라는言葉をよく聞きます。実際にはもっと出たいけれども、ガイドヘルパーが頼めない、その辺の数値に対して、もう少し配慮いただけたらと思います。

座長：速報を見て気になったのは、相談先というところで、民生委員、児童委員が、知的の

方ですがゼロ。それと、社会福祉協議会の職員 3.4%。地域福祉の代表格が社会福祉協議会と言われて、この辺をどこか起爆剤みたいなことで、もっと活躍していただく必要があるかと思うのですが。

委員：私は、民生委員、児童委員なので、その数がとても気になっていました。実は、こちらからのPRも足りないのかもしれないのですけれども、高齢者の名簿は市から下りていますが、個人情報の関係で障害者関係がまだ我々の手元にありません。それをいただければ、何かあったときの相談に乗るなど、つなぎの役目を果たしたいという思いは、私ばかりでなく民生委員、児童委員の中には大いにあるのです。

座長：地域自立支援協議会は、メンバーに民生委員、児童委員は入ってはいないのですか。

事務局：現状では入っておりませんが、必要があればどなたでも入られるような会にしたいと思っております。

座長：その障害の情報を民生委員さんがまだ得ていないということは、何か大きな越えなければいけない壁があるのですか。

事務局：高齢の分野につきましては、一斉調査等を行いました。しかし、障害となりますと、個人情報の保護がさらに必要になって参ります。

委員：困ったときに社協に相談してほしいと、我々社会福祉協議会は考えておりますので、昨年度、社協総合相談室という部署を1つ設置いたしました。昨年度で言いますと障害者の相談窓口、地域福祉権利擁護事業を統合しました。積極的に事業展開をしようとしているところではございます。

ただ、障害者の相談については、その相談室の中で対応しているのはおおむね2名です。これは地域包括しかり、権利擁護しかり、全体を統括する係長1人と嘱託相談員1名で、障害者に関してはすべての相談に対応しているような状況でございます。

私が引っ掛かったのは、権利擁護の認知率で、知らないという人がこれだけいる。市内で社協だけですので、もっと皆さんに知っていただきたいと思えます。

座長：相談については、やはり病院の方とか、日常生活その場にいる側の方ですね。その辺をうまくつなげた自立支援協議会でないと、それが機能しなくなるかと思えます。ある意味、それがうまく機能するには、一番相談を受けているところが連携し合うような機会がないと駄目なので、行政か社協かだと思えます。

委員：障害者の方が窓口に行って話すのも非常に話しづらいことがよくあるとききます。理想論ではなくて、障害になったならば、まず窓口があって、そこからきちっと流れていく組織に福祉全体がなっていくと良いと思えます。

委員：新計画の項目立ての中に「社会参加や就労の促進」というのがありますが、アンケートの中では、その「仕事」の中には授産等を含むとなっています。しかし障害者福祉サービスの提供にかかわる職員が見たときに、こちらの骨子では就労というのはいわゆる一般就労を指すと思います。どちらの意味にとるべきでしょうか。

座長：私の認識では一般という言葉が付くとそうでないものとの違いがあるので「一般」は取るべきだということをこの委員会では発言したことがあります。どちらの意味にとるかは、我々がどう考えて計画に入れるかということになるかと思います。

委員：そうすると、就労を継続というのは障害者福祉サービスでもあるわけですよね。世の中の流れというか法律の流れの中で、就労支援というのがこれだけ大々的にいろいろ言われています。その就労支援というのはいわゆる一般就労です。

座長：そうすると、委員のお考えとしては、この項目立てはあまりよくないということでしょうか。

委員：僕らとしては障害者施設に通うことも社会参加の一環という考え方で進めます。特に、作業所や授産施設というのは働く場と言いますよね。働く場だけど、就労の場ではないですよね。

委員：人にとって労働の役割といったような意味合いものです。それで得たお金で生活をするということでは、また別ですよね。

委員：でも、作業所に通うことが社会参加でもあるわけです。その社会参加の場を提供することは、福祉サービスの提供でもあるわけです。

座長：ということは、例えば就労促進というのを1つにしてしまって、社会参加はもう1個別にするか、そういう概念的な枠組みの話になるかもしれないですね。

委員：ホームヘルプ等、法律の流れでいうと居住の支援にあたるのか、日常の民間活動の支援にあたるのかというところは分けて考えて、日常活動の支援の中で社会参加の仕方は人それぞれでしょうから、その中に一般就労も含めていいというふうに分かれるほうが、しっくり来ると思います。

事務局：ご指摘いただいた部分について説明を若干させていただきたいと思います。まず、今ご覧になっていただいているA4の横のイメージ図についてですけれども、これはそもそも現在ある障害者福祉計画の部分と、障害福祉計画という数値目標を策定した計画です。この部分を新しい計画で1本化していくというのが大きな狙いでご

ざいます。ですから、このところでは就労支援に関しては、文言上、おそらく表記はされずに数値的なものが主になるのではないかと考えています。

そして社会参加や就労の促進というような項目がありますが、平成 15 年に策定された障害者福祉計画を見ますと、一般就労、福祉就労の部分で書かれています。福祉的就労の部分につきましては、その数を挙げているわけではなくて、例えば授産所で作っている製品の販路の拡大をすとか、福祉作業所への助成とかが書かれていますので、このところで別枠として立てることについては、矛盾は生じないのではないかなと考えております。

委員：「社会参加や就労の促進」で、自立できない就労ではしょうがないわけです。自立支援法の自立、これがどこにも出てこないわけです。自立がどこにもないというのは、どうということなのかなという素朴な疑問です。

座長：自立というと、また、意味がいろいろ広がったりするような気もするのですけれども、他の委員、どうですか。

委員：今、おっしゃった自立というのはどのようなイメージかというのをお尋ねしてもよろしいでしょうか。

委員：社会参加のための就労をしていくということは、やはり就労できて自立していくということですね。だから、経済的な自立と社会的な自立をどう考えるかということは、我々に突き付けられている問題だと思うのです。議論はあっていいと思います。

委員：では、重度な障害者の自立とは何であるかという話になっていきますよね。ここで言う自立について、完ぺきな合意というのは難しいかもしれませんが、ある程度の同意はつくっておかないと、この先の議論は難しいところなのかなという気がします。

座長：自立ということを議論すると、少し時間を取らないといけなくなりますね。今日掘り下げるにはちょっと無理かなと思いますので、自立についての検討は次回ということにさせていただきたいと思います。ほかにございましたら、どうぞ。

委員：福祉計画の骨子に戻りますが、1 番目に出てくる「子どもの教育・教育の支援体制の整備」というときに、「子ども」が指しているのは、とりあえず障害をお持ちのお子さんの支援のことなのではないでしょうか。

座長：これは私の認識でございますが、平成 15 年 3 月にこの計画が立てられた際には、その計画のある程度根拠があるはずで、当然ながらその経緯を踏まえてのことだろうと思います。今の実情を照らして見直したほうがいいのかというご意見がある場合においては、この委員会でもある程度根拠があるかなと思いますが、いかがでしょうか。

委員：多分発達障害に対するサポートだとか、そういったようなことがここに入ってくるのかなという気がしていたので、「子どもの教育・教育支援体制の整備」ということになると、また、子ども一般になってしまいそうです。

委員：その前の「障害のある人がいきいきと暮らせるまち」から、これは枝分かれして、だから、平成 15 年の前をくつつければいいのではないのでしょうか。

座長：そうですね。そういうことになるかと思います。

委員：先ほど提案された問題点というのは、いろいろな形で重なり合う部分があるので、いろいろな問題が出てくると思います。「誰もが快適に暮らせるまち」というのが基本にあって、その一部分として障害があるというようなことなので、「障害のある人がいきいきと暮らせるまち」と、「誰もが快適に暮らせるまち」が決して分けられるというものではないといったことを踏まえて、いろいろな話をすればいいのではないかなと。

座長：それでは、もう時間が来てしまいましたので、これで打ち切らせていただいて、今の出していただいたことを踏まえて、おそらくたたき台みたいなものが出来上がってくるかなと思っております。

#### 4 その他

事務局より、「計画骨子（再編のイメージ）」の説明及び事務連絡・今後のスケジュールについて

委員：先ほど私が言った、それぞれの団体で持っている具体的な数字というのは、どこで出してくればよろしいでしょうか。

事務局：それについては新たに調査をかけさせていただかないと明らかにならないと思います。市内の事業所にはお伺いをたてることは可能だと思います。ただ、計画に反映させるには早急にというところもありますし、計画がおありのところはいいですけども、まだ計画を立てられていないというような所もあるかもしれません。

委員：私どもの方では実際に移動支援のヘルパーの講習会を 3 回予定していますので、その人たちが登録してくれて、実際に要望に対して応えてくれるといったことがあります。要望があがると膨れ上がるのではないかなということが予測されますので。

座長：その膨らんだ部分と全体的なバランスというか、予算とか、それが必要であれば必要だということでもいいかと思います。

委員：西東京とか東久留米だとかいった所で、知的障害の人が何人いて、何時間ぐらい使っ



ているかといったような数字が出ていると、参考になると思います。

座 長：調査はやる方向になると思います。

## 5 次回開催日について

次回専門部会日程決定 10月27日(月) 18:30~20:30

以 上

(閉会)